

令和5年度 第2回八千代市介護保険事業運営協議会 議事録

1 開催日時

令和5年11月7日（火）午前10時00分～午後12時00分

2 開催場所

八千代市役所 旧館4階 第1委員会室

3 議 題

(1) 八千代市高齢者保健福祉計画（第10次老人保健福祉計画・第9期介護保険事業計画）

（骨子案）について

(2) その他

4 出席者名等

<委 員>計12名（敬称略）

綱島会長，中村副会長，朝比奈委員，稲山委員，島田委員，保坂委員，渡部委員，関野委員，小林委員，津川委員，椎名委員，中谷委員

<事務局>計14名

井上課長，熊井副主幹，櫻井副主幹，平田主査，下田主査，渡辺主査，上松主任主事（長寿支援課），春田課長，石橋主査，関口主査，小川主査補（福祉総合相談課），毛塚課長，横田副主幹（健康づくり課），Next-i 株式会社（計画策定業務委託事業者）

5 公開又は非公開の別

公開

6 傍聴者数

0名（定員5名）

7 配布資料等

- ・会議次第
- ・八千代市介護保険事業運営協議会委員名簿
- ・席次表
- ・八千代市高齢者保健福祉計画（第10次老人保健福祉計画・第9期介護保険事業計画）（骨子案）
- ・八千代市高齢者保健福祉計画（骨子案）に対する質問及び回答

8 会議内容

以下のとおり

令和5年度 第2回八千代市介護保険事業運営協議会 会議内容

事務局（平田主査）：

それでは、定刻となりましたので、ただいまから令和5年度第2回八千代市介護保険事業運営協議会を開催いたします。

委員の皆様方におかれましては、大変お忙しいなかお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本日司会を務めます、長寿支援課 平田と申します。

よろしくお願いいたします。

最初に、本日の協議会開催にあたり、宮崎委員、福田委員におかれましては欠席、田中委員におかれましては少し遅れるとのご連絡をいただいております。

本協議会は「八千代市審議会等の会議の公開に関する要領」第4条の規定により、会議を公開するとともに、会議録作成のため、会議の状況を録音させていただきますので、あらかじめご了承ください。

なお、録音機器とマイクを接続している関係から、発言する際はマイクのボタンを押して、マイクの頭が点灯してから発言をお願いいたします。

それでは、本日の会議資料の確認をさせていただきます。

まず、事前に送付いたしました「八千代市高齢者保健福祉計画（第10次老人保健福祉計画・第9期介護保険事業計画）（骨子案）」をお持ちいただいておりますでしょうか。

続いて、机に置かせていただきました資料で

- ・会議次第
- ・八千代市介護保険事業運営協議会委員名簿
- ・席次表
- ・八千代市高齢者保健福祉計画（骨子案）に対する質問及び回答

以上、資料5点と、本日持参していただくようお願いしておりました「八千代市高齢者保健福祉計画」、「八千代市高齢者等の保健福祉・介護保険ニーズ調査 調査報告書」が本日の会議資料でございます。

事務局に予備がございますので、不足している場合はおっしゃってください。

ほかの資料とあわせ、配布漏れがないか、ご確認ください。

資料の確認は以上です。

それでは、次第に沿って、議題に入らせていただきます。

八千代市介護保険規則第60条第1項の規定により、協議会の議長は、会長が行うこととなっておりますので、これより会議の議事進行を綱島会長にお願いしたいと思います。

それでは、綱島会長お願いいたします。

綱島会長：

ただいまの出席委員は12名でございます。

定足数に達しておりますので、本会議が成立していることをご報告申し上げます。

それでは、次第に沿いまして進行させていただきますのでよろしくお願いいたします。

議題1「八千代市高齢者保健福祉計画（第10次老人保健福祉計画・第9期介護保険事業計画）（骨子案）について」を議題とします。

事務局より説明を求めます。

説明の終了後に質問をお受けいたします。

事務局（井上長寿支援課長）：

長寿支援課長の井上でございます。

私から計画の骨子案についてご説明申し上げます。

はじめに、本骨子案は、次回の協議会でお示しさせていただきます、パブリックコメントを行うための素案のたたき台として、委員の皆様のご意見等をお伺いさせていただきたく作成しております。

なお、市の内部でも検討中のもの、計画素案に向けて記載内容を調整しているものもございますことをご了承ください。

まず、私から計画全体の構成と、長寿支援課所管事業のご説明をいたします。

そのほかの、第4章、「施策の展開」に係る事業は、事業の所管課ごとに福祉総合相談課の春田課長、健康づくり課の毛塚課長の方からご説明させていただきます。

それでは、資料「八千代市高齢者保健福祉計画（第10次老人保健福祉計画・第9期介護保険事業計画）（骨子案）」をご準備ください。

まず1枚めくっていただき、表紙の裏に「八千代市高齢者保健福祉計画策定にあたって」とありますが、こちらは計画書策定にあたってのあいさつ文になりますので、未定稿となっております、今後調製いたします。

次に、右側、目次をご覧ください。

本編は第1章から第5章の構成になっており、資料編とあわせて110ページ程度を予定しております。

目次をめくっていただき、1ページをお願いいたします。

第1章は、「計画の概要」になります。

続きまして、2ページから8ページになります。

1「計画策定にあたって」として、3つの節がございます。

第1節「計画策定の背景」、第2節「国の高齢者・介護保険施策の動向」、第3節は、国の社会保障審議会・介護保険部会で示された、市町村介護保険事業計画の作成に関する事項を記載した、「第9期計画の基本指針について」を掲載しております。

9ページからは、2「計画策定の基本事項」を掲載しております。

第1節「計画の位置付け」として(1)本計画の役割と他の個別計画との関係、(2)計画期間などを図説しております。

次ページ、10ページからの第2節では、「計画の策定方法」として、(1)計画策定の体制で介護保険事業運営協議会の会議開催結果等を掲載いたします。

なお、中段の介護保険事業運営協議会の会議は、年度内にあと2回開催予定でございますので、その部分は調整中としております。

11ページの、(2)市民意見・当事者意見の把握については、パブリックコメントの実施に関する記載でございますが、今後、「八千代市のパブリックコメント手続実施要綱」に基づいた、パブリックコメントの実施を予定しており、「意見募集期間」や「公表場所」等を掲載いたします。

次ページ、12ページの第3節では、「計画の推進体制」の記載を、(1)計画の推進体制、①庁内体制の構築、②進行管理の実施、③保険者機能の強化に係る指標の管理など、国の基本指針(大臣告示)に係る事項を記載し、(2)市民への情報提供と計画への参画では、①市民への情報提供、②計画推進への参画を記載しております。

続きまして、第2章の「高齢者を取り巻く状況」として、14ページから、第1節「本市における高齢化の動向」の推察として、(1)人口及び高齢者の動態、①総人口と区分別人口、②高齢者人口と高齢化率といった、人口の推移を掲載しております。

総人口及び高齢者人口はともに増加しておりますが、高齢者は、前期高齢者が減少している一方、後期高齢者は増加傾向であるため、高齢者全体の人口が増えている状況です。

なお、八千代市では、65歳未満の人口も増えているため、高齢化率の上昇が抑えられており、高齢化率はほぼ横ばいで推移しております。

また、将来の人口推計等を示した、「八千代市人口ビジョン」では、八千代市の総人口は2029年、令和11年にピークを迎え、210,267人となっております。

今回の骨子案では、第9期期間、中長期推計については、推計値を調整中のため、掲載しておりません。

16ページは、③被保険者数の推移を掲載しております。

17ページは、(2)高齢者世帯の状況を、国勢調査結果から抜粋しております。

18ページからは、第2節「要介護・要支援認定者の状況」で、要介護等認定者数の状況として認定率、給付費の推移を掲載しております。

人口・高齢者人口と同様に、中長期推計については調整中としておりますが、後期高齢者が増加している影響により、認定者数は増加傾向となります。

続いて、20ページからは、第3節「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果の概要」として、ニーズ調査結果の要点を掲載いたします。

少しページが飛びまして、37ページからは、第3章「基本構想」でございます。

「計画の基本理念」、「基本方針」、「基本目標」と「施策体系」の順に掲載しております。

「基本理念」は、今期計画の基本理念「高齢者が生涯にわたり健やかで安心した生活を営むことができるまちづくり」を継承し、高齢者が住み慣れた地域の中でのつながりを保ちながら、自立した暮らしを続け、介護が必要となった場合にも、安心して生活が送れるまちづくりを目指します。

38ページ下段からは、「基本方針」となりまして、これまで、地域包括ケアシステムの構築に向けて、介護保険制度に基づく各種取り組みを進めてまいりました。

しかしながら、今後、高齢化や生産年齢人口の減少が一層進展すると想定されており、労働力や社会的支えが減少する可能性があるため、人と人、人と社会資源が世代や分野を超えてつながる地域共生社会の実現が、地域包括ケアシステムの目指す方向でもあります。

このため、基本指針として、介護保険制度に基づく、八千代市らしい地域包括ケアシステムの更なる深化・推進に取り組むことといたします。

40ページからは、「基本理念」を実現するための基本目標を5つ設定し、その体系図を掲載しております。

基本の柱は、今期計画の目標を継承しつつ再構築し、「健康・生きがいがづくりの充実」、「安心・快適な生活環境づくりの推進」、「介護予防の推進」、「認知症施策の推進」、「地域で支え合う体制の構築」の5つの目標を掲げております。

続きまして、42ページの「日常生活圏域の設定等」ですが、本市では、上位計画である、総合計画、地域福祉計画との整合性、交通事情等の社会的条件を考慮しており、また現在の日常生活圏域を単位として地域密着型サービスの整備を進めている継続性に配慮し、次期計画期間中も、今期の圏域と同一といたします。

45ページからは、第4章「施策の展開」でございますが、こちらは、後ほど、ご説明いたします。

ページが飛びまして、83ページをお願いいたします。

83ページからは、第5章「介護保険事業の見込み量と介護保険料について」でございます。

84ページをご覧ください。

1「第9期介護保険事業の見通し」、第1節「サービス見込み量及び介護保険料の算出フロー」ということで、介護保険料を算出する過程を、図を用いて、説明しております。

このフロー図にある、次ページ85ページ以降の、第2節「介護保険サービス等の見込み量」は、現状調整中となっております。

見込み量及び介護保険料の算出に当たっては、厚生労働省より提供される『地域包括ケア「見える化」システム』等を用いて算定を進めているところであります。

事業見込み量が固まり、各種係数等を考慮して、次期計画期間の介護保険料を決定いたします。

ページが飛びまして、95ページ、2「介護保険制度の円滑な運営」でございます。

第1節「円滑な事業運営の推進支援」ということで、円滑な事業運営の環境整備を推進するため、

(1) 介護保険事業の円滑な運営のための機関として、①介護保険事業運営協議会、②地域包括支援センター運営協議会を掲載いたします。

(2) 介護保険事業の質の向上・確保に係る方法としては、①事業者への適切な指導、②介護保険相談員の派遣、③苦情相談体制の充実、④介護人材の確保に係る事業を掲載いたします。

(3) 介護保険事業の情報の提供としては、①介護サービス情報公表システム等の周知、②介護保険制度の普及・啓発を掲載します。

(4) 介護給付適正化事業では、今回の国の指針で再編されました、①要介護認定の適正化、②ケアプラン等の点検、③医療情報との突合・縦覧点検に係る事業を掲載し、現状と計画期間の目標値も記載しております。

98ページからは、第2節「公的介護施設の整備」として、介護保険施設等の整備の推進、地域密着型サービスの基盤整備の推進、リハビリテーションサービス提供体制の充実等の各種施策を推進するための、整備計画を記載する予定です。

103ページ以降は、資料編として、八千代市介護保険事業運営協議会に係る資料、用語一覧を掲載いたします。

以上が、計画骨子案の全体の説明でございます。

引き続き、第4章 施策の展開のうち、長寿支援課所管の事業を、ご説明させていただきます。ページが、前後いたします。

申し訳ありませんが、ページを戻っていただいて、48ページをご覧ください。

基本目標1「健康・生きがいがづくりの充実」のうち、施策2「地域で活躍できる場の提供」ということで、高齢者の閉じこもりや孤立を予防するための仲間づくり支援としての機会及び気軽に通え、集える場の提供を目的として、①シルバー人材センターの支援、②ふれあい大学校の実施、③老人クラブへの支援を、前期計画に引き続き、実施いたします。

50ページをご覧ください。

基本目標2「安心・快適な生活環境づくりの推進」、施策1「高齢者が安心して暮らせる住環境の形成」です。

①高齢者のための住宅支援については、市内の有料老人ホーム及び、サービス付き高齢者住宅の現在数を掲載しております。

②快適に地域に住み続けるための住宅支援は、バリアフリー化のための住宅改修の支援などを、引き続き実施いたします。

続いて、次ページ、51ページです。

施策2「在宅福祉サービスの実施」で、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯等が、できる限り住み慣れた地域で自立した生活を継続できるよう、介護保険サービスでは賄えないさまざまな在宅福祉サービスとして、①配食サービス、②ひとり暮らし老人緊急通報システムの設置、③高齢者日常生活用具の給付・貸与、④ねたきり老人福祉手当の支給、⑤介護用品購入費の助成、⑥在宅重度認知症高齢者手当の支給、⑦はいかい高齢者家族支援サービス、⑧SOSネットワーク、⑨障害者等タクシー利用助成、⑩高齢者外出支援、⑪運転免許証自主返納支援の11の事業について、引き続き、実施いたします。

57ページ、施策3「発見・見守り機能の強化」、59ページ、施策5「高齢者の災害時における対応」についても、第8期計画と同様に実施いたします。

次に、61ページ、施策6「高齢者の感染症等の対策」です。

在宅または、施設に入所している高齢者に対し、①感染症への対応は引き続き行い、義務化された、BCP（事業継続計画）の策定状況等を運営指導時等に確認するなどの、②業務継続計画の策定を推進します。

以上が、事業計画骨子案の全体に関する説明、長寿支援課所管事業の説明でございます。

ここで説明者を交代し、福祉総合相談課が所管する事業について、ご説明いたします。

事務局（春田福祉総合相談課長）：

福祉総合相談課長の春田です。

福祉総合相談課が所管する事業についてご説明いたします。

58ページをご覧ください。

施策4「高齢者の緊急時の対応」は、①高齢者緊急一時保護制度、②養護老人ホームへの措置を掲げています。

これらも、引き続き実施していきます。

なお、どちらも予期せぬ理由による施設入所であるため、数値目標の設定は省略しております。

次に、62ページをご覧ください。

基本目標3「介護予防の推進」の、施策1「介護予防の普及・啓発」、①介護予防講座等の実施についてです。

各地域包括支援センターや健康づくり課が実施主体となって、運動の習慣化、栄養改善、口腔機能向上、認知症予防等を目的とする介護予防講座等を行うもので、引き続き推進していきます。

次に、65ページをご覧ください。

施策2「高齢者の通い・集いの場に対する活動支援」の、①介護予防サロンへの運営支援、③地域リハビリテーション活動支援事業についてご説明いたします。

どちらも地域で介護予防の活動を行う住民主体の団体へ支援を行うものであり、今後も引き続き推進していきます。

次に、68ページをご覧ください。

基本目標4「認知症施策の推進」についてご説明いたします。

7ページにも記載のとおり、令和5年6月に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が成立しました。

これまで認知症施策は、「認知症施策推進大綱」に則って推進を図ってきましたが、今後は、認知症基本法の理念である、認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会の実現を推進していくことが、更に重要

になります。

認知症施策については、第8期計画では、基本目標5、「住み慣れた地域で暮らし続けられるための支援体制の構築」の中に位置づけ記載していましたが、第9期計画では、認知症施策に関連する施策を一つの基本目標にまとめ、基本目標4「認知症施策の推進」として集約しています。

これまでまとめて記載していた内容も、事業ごとに項目を立てて、新たに記載しています。

68ページにお戻りください。

施策1「正しい知識の普及」では、①認知症サポーターの養成事業、②認知症ケアパスの普及、③世界アルツハイマーデー・月間における普及・啓発を掲げています。

これまでも9月に集中的に普及啓発イベントを行ってきましたが、今後は、認知症基本法の理念からも市民一人一人の更なる理解が必要と考え、充実させていきたいと考えており、③を新たに掲載しております。

70ページをご覧ください。

施策2「相談体制の充実」では、①認知症初期集中支援推進事業、②本人及び家族への支援、③認知症地域支援推進員の取り組み、④介護サービス事業所等の対応力向上を掲げています。

認知症基本法の基本的施策の中で、認知症の人の生活におけるバリアフリー化、社会参加の機会の確保等が掲げられていることから、②本人及び家族への支援を新たに追加しています。

特に、認知症の人やその家族、地域の人など、誰もが気軽に参加できる、「認知症カフェ」については、これまでも認知症地域支援推進員が中心となって後方支援していましたが、更に充実させていくことと、認知症の人自身も役割をもって参加できるよう推進していきたいと考えております。

73ページをご覧ください。

施策3「権利擁護体制の充実」では、①成年後見開始の市長申立て制度の活用、②市民後見推進事業、③成年被後見人等への報酬助成、④中核機関の設置を掲げています。

①、②は継続して推進していくとともに、③はこれまでも実施していたものですが、記載がされていなかったため新たに掲載しています。

また、高齢者数の増加に伴い、認知症の人の増加や親族との関りの少ない方等、複合的な課題をもつケースも増えており、今後、様々なケースに対応できる法律や福祉等の専門知識や、地域の専門職等から円滑に協力を得るノウハウ等が蓄積されていくことが重要であり、地域における連携・対応強化の推進役としての役割として、④中核機関の設置を新たに掲げております。

続いて、基本目標5「地域で支え合う体制の構築」について、ご説明いたします。

75ページをご覧ください。

施策1「地域の相談支援体制の強化」では、①地域包括支援センターの機能強化、②総合相談事業、③地域ケア会議の推進、④重層的支援体制の整備を掲げています。

高齢者を含む住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するために、④重層的支援体制の整備を新たに掲げています。

また、総合相談窓口である地域包括支援センターについても、更なる機能強化を図れるよう推進

していきます。

78ページをご覧ください。

施策2「在宅医療と介護の連携推進」では、①市民への普及・啓発、②八千代市在宅医療・介護連携支援センターの運営、③地域の関係団体との連携及び活動支援を掲げています。

後期高齢者、特に85歳を超えると医療と介護の両方のニーズを必要とする方が増加することが言われており、本市でも今後更に重要性が高まることが考えられます。

①、②を引き続き推進するとともに、③を追加し、地域の関係団体との多職種連携をさらに推進していきます。

80ページをご覧ください。

施策3「生活支援・介護予防サービス基盤の整備」では、①生活支援体制整備事業、②包括的・継続的ケアマネジメント支援事業を掲げています。

高齢者の個別の生活支援ニーズと社会資源のマッチングを行い、高齢者が介護予防や社会参加に取り組めるよう支援するとともに、地域の連携体制づくりや介護支援専門員の資質向上のための取り組みを、引き続き推進していきます。

以上です。

ここで説明者を交代し、健康づくり課が所管する事業についてご説明いたします。

事務局（毛塚健康づくり課長）：

健康づくり課長の毛塚です。

健康づくり課が担当しております各事業等の説明をさせていただきます。

基本目標と施策体系の見直しにより、事業の組み換え等がありますが、基本的には現計画を引き続き実施してまいります。

資料の46ページをご覧ください。

基本目標1「健康・生きがいづくりの充実」、施策1「疾病の早期発見・早期治療及び健康的な生活習慣の取組」、①「健康診査・保健指導の実施」の事業の概要としましては、生活習慣病の早期発見やメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の改善を目的に、40歳から74歳までの国民健康保険被保険者を対象とした特定健康診査と千葉県後期高齢者医療広域連合の被保険者及び40歳以上の生活保護受給者を対象とした健康診査を実施します。

また、特定健康診査の結果から健康状態を総合的に判断し、生活習慣を改善するための特定保健指導を実施してまいります。

ページ下の表をご覧ください。

第8期の実績値の令和4年度の特定健診の実施率29.6%は暫定値を記載しております。

特定保健指導実施率と同様に国の法定報告値が11月に確定することから、令和5年度の見込値とあわせて調整中とさせていただきます。

47ページの②「がん検診等の実施」の事業の概要としましては、がんの早期発見を目的に、性別・年齢に応じて、胸部レントゲン検診（結核・肺がん）・胃がん検診・大腸がん検診・乳がん検診・子宮頸がん検診・前立腺がん検診を実施します。

また、骨折から寝たきりとなることを予防するための骨粗しょう症検診や、肝がん対策の一環として、肝炎ウイルス検査を実施いたします。

③「歯科健康診査の実施」の事業の概要としましては、歯の喪失を予防し、生涯を通じて自分の歯を保有し、食べる楽しみを享受できるよう、40歳以上を対象に歯科健康診査を実施いたします。

次に、61ページをご覧ください。

基本目標2「安心・快適な生活環境づくりの推進」、施策6「高齢者の感染症等の対策」、①「感染症への対応」の事業の概要としましては、感染症に対する正しい知識をもち、一人一人が基本的な感染対策を行うことが重要です。

市として、感染症対策の主体である国・県の基本的対処方針等に基づき、保健所や医療機関等の関係機関と連携し、適切な情報発信や高齢者のインフルエンザ、肺炎球菌等の予防接種の計画的な実施等により感染症対策を図ってまいります。

62ページの基本目標3「介護予防の推進」、施策1「介護予防の普及・啓発」、①「介護予防講座等の実施」の事業の概要としましては、要介護状態になることを予防するために、運動や食生活等の生活習慣の改善に関する知識や情報を提供します。

各地域包括支援センターや健康づくり課が実施主体となり、地域特性を考慮しながら運動の習慣化、栄養改善、認知症予防等を目的とする介護予防講座等を行ってまいります。

63ページの②「やちよ元気体操の普及・啓発」の事業の概要としましては、平成17年度に転倒予防を目的として、いつでも・どこでも・だれでもできるように作成された市オリジナルのやちよ元気体操をはじめ、歌体操など気軽に行える体操を介護予防講座等で紹介します。

また、やちよ元気体操のチラシ配布やホームページでの動画掲載等、体操の紹介を行ってまいります。

64ページ、③「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」の事業の概要としましては、千葉県後期高齢者医療広域連合の被保険者（75歳以上）に対する健康診査を受診した者に対し、健診結果を基に健康状態を総合的に判断し、生活習慣病の重症化予防及びフレイル予防を目的とした保健指導を引き続き実施いたします。

ページ下の実績値と計画値の表、一番上の取り組み圏域数をご覧ください。

本事業は令和3年度から開始し、令和6年度までで7つの全日常生活圏域にて実施し、令和7年度以降は2年間で全圏域を予定しております。

高齢者に対する個別アプローチとして低栄養及び高血圧疑いの該当の方への支援に加え、令和6年度からは、過去数年間、健康診査・医療・介護利用のない健康状態不明者の健康状態の把握と支援を開始する予定です。

最後に、66ページをご覧ください。

施策2「高齢者の通い・集いの場に対する活動支援」、②「やちよ元気体操応援隊への活動支援」の事業の概要としましては、高齢者の運動の継続と交流の促進による転倒等の予防を目的として、やちよ元気体操応援隊の自主活動の支援を行います。

これまで説明させていただきました健康づくり課の各事業における第8期の実績値は、令和2年度から5年度の新型コロナウイルスの影響により一部または縮小し対応した実績値であり、第9期見込み数はコロナ禍前の令和元年度等に準じた数値としておりますことを報告します。

各事業等に対する説明は、以上でございます。

綱島会長：

ありがとうございました。

ただいまの事務局の説明に対しまして、何かご質問等ございましたら、ご発言いただきたいと思っております。

事務局（熊井副主幹）：

本日につきましては、事前の質問を多数いただいております。

会議の時間等もございますので、本日追加で配布をさせていただきました。

こちらの用紙に回答をまとめさせていただきますので、こちらをご一読いただきながらご質問を承りたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

綱島会長：

ありがとうございました。

どなたかご質問ございますでしょうか。

渡部委員：

八千代市長寿会連合会の会長の渡部でございます。

質問も含めて5項目ぐらい確認をしたい。

まず、ページ27の助け合いについてですけれども、これは自戒もして見ていたんですが、残念ながら相談相手について、そのような人がいないというのが43%です。

高齢者のボランティア団体としての長寿会連合会としては、この数字を見るとがっかりします。

老人クラブ自治会町内会、これ含めても5%しかいない。

私どものような長寿会連合会が42も老人クラブ抱えているので、もっともっと掘り下げて、拡大していかないと本当にいけないという意味で反省して、この資料を見させていただきました。

それから29ページです。

認知症の人々への手助けという部分で、安否確認・声掛け・話しあい・ごみ出し・買い物・その辺が53%から20%ぐらいまでですけれども、今、3日とおかず、相談の電話が私にも長寿会の会員からあります。

例えば、家で転倒してしまった、自分の妻がちょっと認知症になったようだが、どうすればいいんだろうとか。

もちろん、地域包括支援センターや介護施設等、私も色々身近にお世話になる部分もあるので、相談したり引き継いだりしますけれども、特にそういう方が多くなってきました。

この辺は非常に考えていかなきゃいけないし、これからもっと市からも応援をいただかなきゃいけないだろうと思っています。

3つ目は、認知症についてですが、力を入れて欲しいという部分の項目の中にちょっと気になる部分が緊急通報システムの話です。

緊急通報システムは、現在1087人が設置しているということですが、八千代市は5万人の高齢者がいてそのうち1万人がひとり暮らしだろうと思います。

ひとり暮らしに限りませんが、その中で1080数人しか入っていない、設置されていない、知らない人が多い。

今回の7回目のワクチンの案内で長寿支援課からの封筒の裏側に、緊急通報システムの相談も承りますという文字が入っていました。

こういったことを我々も会議のたびに話をしているんですけど、月額150円ぐらいで、ひとり暮らしの人が緊急通報システムに入れられるのですから、チラシも作ったりして、もっともっと教えてあげないといけないだろう。

そういうことで、緑が丘中心に地域包括センターを中心に我々がチラシを作って、4～5年前ですが配布したりしていましたが、今にも苦しくて胸を押さえている人がいるだろうと思うので、そういう人のためにもこの緊急通報システムはもっと拡大していくべきだろうと思います。

最後は質問です。

民間事業者による見守りですけども、市指定締結事業者数が37件です。

どういうところが事業者になっているのか。

後でもいいですけども教えてもらおうと、これも我々、長寿会連合会の毎月の定例地区長の集まる定例会議などで話ができると思うのでお願いします。

やはり行政はこれだけの分厚い冊子を作ってくれるのはありがたいんですけども、もともとですね、例えば毛塚さんからいい話もありまして、実は若さと健康はお口の健康からということで、阿蘇地区で講座をやります。

今月26日に八千代市健康づくり課、歯科衛生士の大澤さんに来ていただいて、定期的な講座を開いて各クラブ、老人会の単位でやっています。

中村明澄先生もいらっしゃって、在宅医療の講座ですね、去年から延べ6回長寿会連合会が開いております。

延べ495名の方が受講されて、在宅医療に関する先生の話聞いてよかった、参考になったということです。

こういったことを市がやっているのですから、健康づくり課とも一緒になってこれからも進めていきたいし、毎月の定例会議にも出席していただきたいと思います。

そして今のような話をしていただければ、各地区長からクラブの会長に伝わっていき安心するだろうと思うので、会議の日程をよろしくお願ひしたいと思います。

綱島会長：

事務局からお願いします。

事務局（井上長寿支援課長）：

緊急通報システムについては、前回の運営協議会でも渡部会長からご意見をいただいております、健康づくり課の方で予防接種の高齢者向けの封筒を作るにあたって、緊急通報システムの周知を載せるという取組を実施いたしました。

緊急通報システムの利用率ですが、ご意見をいただいたとおりでひとり暮らしの家庭の中で10%程度となってしまうところもありまして、ひとり暮らしの家庭の状況については、民生委員の方々を通じて生活状況や要望を聞き取っている状況です。

その中で市のサービスを利用した方がいいんじゃないかという家庭には、市役所の職員から電話などしてサービスの案内などもしているところではございます。

ひとり暮らしの方々の生活状況を今後もなるべく多く把握できるようにして、必要な支援を差し伸べられるよう実施していきたいと考えております。

あともう1つ、民間事業者による見守りですね。

この協定については民間事業者の中でも、特に各家庭を個別に訪問するような事業所に協力いただいています。

例えば、新聞配達や水道ガス電気等の検針で家庭を回るような事業者、乳飲料の配達、生協さんなどです。

家庭訪問して例えば窓がずっと閉まったままだとか、電気がつけっ放しになっているとか、郵便受けがいっぱいになっているとか、そういった状況や、玄関を開けて出てこられた時の本人様の様子ですとかを把握して見守り、声がけをしていただくような協定を各会社と結んで、協力いただいているところです。

その成果として、令和4年度実績で通報数が約12件あります。

それを少ないか多いかと言われるとちょっと分析ができておりませんが、実際にこれ以外にも配食サービスの方が同じような見守りも行っています。

緊急通報などと合わせた色々な形で、ひとり暮らしの方への見守りを行っていただければと考えております。

渡部委員：

わかりました。

もう1つ、認知症ケアパスとはどういうものでしょうか。

事務局（石橋主査）：

※実物を提示。

渡部委員：

ありがとうございます。

いずれにせよ、6人に1人がひとり暮らし、5人に1人が認知症、これが全体的な流れだと思うので、ますますこの辺を充実させていただきたいと思うし、配食サービスや牛乳配達での12件が多いか少ないか論じてもしようがないと思いますが、この辺を我々にも教えてもらえば、長寿会連合会でも、事業者さんがこういうことを色々やってくれていますと話ができて、Win-Winの関係で、例えばヤクルトさんだっただけで商売に結びつくわけです。

そんなことで、お互いに連携とってやっていかないといけないなと思って話をしているので、よろしく願いいたします。

綱島会長：

ありがとうございます。

非常に難しい問題だと思いますが、充実させたものにしていただければと思っています。

他にご質問ございますでしょうか。

朝比奈委員：

1・2点お伺いします。

1点目は、4ページに書かれている国の施策の動向の1、介護情報基盤の整備と関連することです。

計画としては、第5章の96ページ(3)の①介護サービス情報公開システム等の周知。

そこに反映しているのかなと思って今説明を拝聴しました。

この点について、利用者さんが介護サービス事業の適切な選択ができるよう、介護サービス情報公表システムの周知を図るということ、市の方が中心に進めていくと思いますけれども、ここでインターネット、電子的に閲覧できる情報は便利ですし、手軽にアクセスできると同時に、やはり特にご高齢の方を考えるとそのインターネットツールっていうのは、あまり使いやすいものではない。

ご高齢の方だからかなと思っていたら、先日子育て世代の方たちからも、インターネット情報はわかりにくいというお声を聞きましたので、インターネットでアクセスしやすい情報とは別に、必要ときにわかりやすい情報というもの、また別なものなんだと改めて認識しました。

そういう現状を市ではどう考えていて、この周知について、今後の展開をどのようにお考えになっているのかを教えてくださいたいと思います。

もう1点はここに関連しての話です。

電子化を進めていく、ペーパーレス化を進めていくということが国の動向として、書かれています。

ペーパーレス化っていうのも、いろんなところで進んでおり、抗うことができないのは承知していますが、一方で現場にとっては機器を導入することが経済的な負担になります。

そのような事業者さんはいらっしゃるのだろうかということと、一方でそのペーパーレス化を進めてもどうしても紙媒体のやりとりが残り、結局二重の手間にならないかなと、私が感覚的に思うことですが、そういう辺りについても、どのように把握されて、今後どのような展開になっていくかを想定しているのか、教えてくださいたいと思います。

綱島会長：

ありがとうございます。

事務局お願いします。

事務局（井上長寿支援課長）：

1点目の情報のネットワーク化、情報推進の部分につきましては、千葉県の方で用意している情報公表システムとは別に、八千代市の方でも各施設の情報が見られるようになっております。

先生がおっしゃられたとおりインターネットを使えない方も多数いらっしゃいますので、情報の多元化についても、市としては介護制度をまとめた冊子等々を用意しながらご案内もしております。

こうした冊子を見ながら、介護の情報と施設の情報等が把握できるような環境整備に努めているところではございます。

今後の展開については、認定者の方々のサービスの利用状況なども見ながら、引き続きインターネット媒体での周知は時代の流れだと思いますので、それを補完するような形でIT弱者の方々に対しても紙媒体で周知できるように、あとはもっと見やすいものがあれば冊子業者も変えたりしながら周知を進めたいです。

認定や更新のタイミングですとか申請者の方々に丁寧に説明して、サービスの種類や利用の仕方、よりよいサービス使っていただけるよう周知を進めたいと考えています。

網島会長：

ありがとうございます。

他にございますでしょうか。

椎名委員：

介護保険相談員の派遣が35件あると書いてありますが、サービス付き高齢者向け住宅にいる友人が、なかなか施設の改善を受けてくれないという苦情の話がありました。

サービス付き高齢者向け住宅については、介護保険相談員の方は受けないことになっているのでしょうか。

私もボランティアの方で訪問を受けているところもありますけれども、外部の人が施設に入ってその様子がわかるというようなことを、施設の方で受け入れていないのかなと思います。

そういう苦情みたいなものはどんなふうに役所の方では対応されるのでしょうか。

教えてください。

事務局（熊井副主幹）：

お答えさせていただきます。

介護相談員のサービス付き高齢者向け住宅へはこれまで派遣をしていなかったところがございますが、ただ、近年、サービス付き高齢者向け住宅での先ほど言われたとおり虐待案件だとか、色々問題が起きているという背景がございましたので、今年度から年間1施設ごとではありますが、受け入れていただくようご依頼をして派遣を始めたところでございます。

椎名委員：

ありがとうございます。

なかなか今ヘルパーが本当に集まらないと、自宅の介護っていうのがもうこれからどうなるんだろう。

そういう心配がとてもあります。

ヘルパーなどの人材を増やすにはどうしたらいいと思っていられるのでしょうか。

事務局（井上長寿支援課長）：

介護人材の件は書面でもいただいたことですが、要介護認定者数は今後大体40年ぐらい増加していく見込みで想定されています。

団塊ジュニアの方々が、後期高齢者となってくる時がピークになると考えています。

そうなる介護を必要とする人は増えますが、需要に追いつかず、スタッフが足りない状況になりますので、介護人材の確保については本市でも喫緊の課題と考えております。

国の方で今期計画の基本指針が示されまして、その中でも介護サービスを担う人材の安定的な確保が重要であると記載されています。

具体的なものについては都道府県の計画の中で策定していくものですが、県の計画の中でも、介護人材の確保、育成定着に向けた取り組みの推進、それと介護現場の生産性の向上の推進が掲げられているところです。

これについては今日のニュースで出ておりましたけれども、来年2月から月6000円程度賃上げしていく方向性で、人材確保に向けた処遇改善を行わなければならないと述べられております。

これについては、八千代市も千葉県と共同して各種施策を推進していく所存ではございます。

あとは来年予定されている介護報酬の改定、この中でも介護スタッフの処遇改善が盛り込まれると思います。

そういった動向を注視しながら、人材確保に努めていく所存です。

綱島会長：

ありがとうございます。

他にございますでしょうか。

津川委員：

事前に質疑をまとめて昨日提出をさせていただきましたが、このような形できちんと誠意を持って対応いただき本当に感謝いたします。

これを持ち帰り必要な協議をさせていただきたいと思います。

まず、ありがとうございます。

そのうえで、21日の日付で来て、金土日挟んで、30日の月曜日から読み込んで1週間。

私は一応プロですから、読み込めと言われたら読み込みますけど、ここにいらっしゃる専門の方々も、この1週間でこれを読み込めたかどうか。

皆さんができないとか言うんじゃなく、読み切る時間を市として提供できたのかは、考えなきゃいけないんじゃないでしょうか。

まず、この点に関して、井上課長から回答してもらえませんか。

事務局（井上長寿支援課長）：

津川委員からのご指摘のとおりです。

骨子案とはいえ、110ページで読み込むにはなかなか量があり、大変時間がかかるものだという事で、私も反省します。

3年後に計画の更新がありますが、その時には読み込む時間も取れるようにもう少し早くご案内するよう改善したいと思います。

津川委員：

3年後ではなく、今の福祉部にお願いしたいのは、ご説明があったとおり年度内にあと2回この会議を開くとおっしゃいました。

基本的には多分11月12月に1回で1月の末に各分科会で、基本的な報酬体系が明確となって、それを市はまた受けとめて2月に最終改正と。

そこで合意をとって、市長に綱島会長が諮問すると。それが3月に議会と、そういう流れであろうかと思っています。

このスケジュールで間にパブリックコメントが入るんですけども、そういう資料を提出する。でも、タイトですよ。

少なくとも誠意ある形での、ものすごいタイトなのは国が悪いと言って、市町村が追われることもわかりますが、逆に説明をしながら精一杯誠意を持ったタイムリーな形でお願いしたいのです。

渡部会長も仰ってました、私たちにきちんと説明いただきたいと、説明会を前回、前々回は3回ぐらいやっています。

パブコメはあるけれども説明会は今回割愛されております。

多分、時期的な問題は様々な過去の経過もあるかなと思います。

私はこのパブリックコメントの間に、多くの市民の方々に聞いていただくことは大事だと思っています。

それがこの計画が生きることであるということ、一部の限られた人間や市議会が決めることじゃなくて、そういうことを考えてずっと言っています。

3年後の話じゃなく、このタイムスケジュールとパブリックコメントそしてこの説明会に対する意義のところ、皆さんにわかりやすく説明いただけませんか。

事務局（熊井副主幹）：

この骨子案を作成するにあたり、調査結果の分析や委託業者との調整もあって、スケジュール的にタイトになっています。

国の指針も法改定の内容も12月に示されるということで残り4ヶ月しかない中で作って行かなければならないのですが、やはり国や県の動向も踏まえながらとなりますので、大分タイトなものになってきてしまいます。

次回のパブリックコメント用の計画の案では、こちらの骨子案で空欄の部分や調整中となっているところを埋めたものになってきますので、パブリックコメントに上げるための計画の素案についてなるべく早く皆様に送付させていただいて、内容について不明な点はお問い合わせいただければ、こちら也十分準備して、回答できるようにしていきたいと思いますので、ご了承いただければと思います。

よろしく申し上げます。

津川委員：

パブリックコメント中の説明会についてやるのかやらないのか、そこだけ教えてもらいたい。

事務局（井上長寿支援課長）：

現在、説明会の実施は予定していない状況です。

津川委員：

その理由は何か、あれば教えてください。

事務局（熊井副主幹）：

パブリックコメント自体の趣旨が、市で計画や条例等を策定する際に、案の段階で公表して意見等を募集し、その案に対する意見と、その意見に対する市の考え方を公表することにより、市の政策形成、政策、政策形成過程における透明性の向上を図り、提出された意見等を考慮して最終的な意思決定をするものということを実施するものになりますのでこういったところで、市民の皆様、ご意見を計画に反映させる機会を作ることができるということが1点と、市が策定する同じレベルの計画においても、現状はパブリックコメントを主とし、説明会を開催していないという状況でございますので、そういった諸々のことを考慮させていただきまして、今回説明会を割愛させていただくという形にしたいと考えております。

津川委員：

さっき渡部さんや朝比奈さんや椎名さんが言ったこと、逆におかしいとお思いですか。

インターネット上で告知されたものをどうやって見るかも、ましてや第一人者である1号被保険者の方にも、働いている方、そういう方が、そのところをどこで見るのか、多分皆さんはそれをまた様々なところで告知をしていると。

でも、3年前に申し上げたとおり、告知の仕方からすれば、様々なところにやっぱりわかりやすく告知をする。

告知したからいいではなくて、伝わらなければ、こういうことがおかしいって言われるんじゃないか、それを行政としてどうお感じになられるんですかと。

意味を込めて言っていることだけは忘れて欲しくないんです。

私たちは、きちんとわかっただけのために、ましてや介護を要する、悩みながら苦しみながら生活されている、そういう方々に対してこういうサービスを提供するよう、そしてさっき軽く課長おっしゃったけど、今回保険料はこれだけ上がるかもしれませんよと、そんな大事なものを訴えるパブリックコメントというものは、もっと高齢者に対して、弱者と呼ばれる人に対して、誠意を持った形でやるべきではないか、その質疑だけはきちんと受けとめていただけないかと思います。

そうでなければ、さっきから渡部さんたちが言ったことが全然違う意味と僕は取れます。

すごくいいことおっしゃっていただいたのですから、そこだけは、間違ってもできないだろうと思いますが、何か意見あればお願いしたいと思います。

事務局（熊井副主幹）：

パブリックコメントについては、市の広報誌とホームページで周知をさせていただいて、計画書の閲覧は、インターネット上ではもちろんのこと、先ほどのペーパーレス化の話ではないですけれども、インターネット弱者の方も当然いらっしゃるというところも配慮しながら、紙媒体でもご覧いただけるようご用意をさせていただきまして、市の情報公開コーナーや各種図書館で確認をいただける機会を設けさせていただくよう進めていきたいと考えております。

綱島会長：

よろしいですかね。

ありがとうございました。

議論はこの辺でということで、タイトな時間ですから、丁寧な対応していただければと思います。

よろしく願いいたします。

他ありますでしょうか。

稲山委員：

いくつかわかりやすくご説明いただけるととても嬉しいです。

まず第1、この骨子に対して、これ3年間の事業として決めて、今後やられていくと思うんですが、先ほど津川委員からも出たように、金銭的なお話がゼロだったので、かつ、今後40年間、高齢者人口は増えていく。

生産年齢人口は減っていく。

サービスは増えていく。

収入は減っていく。

保険料は増えていくことが明らかなわけですね。

その中で、骨子として我々はここまでしますが、どれぐらいお金がかかって増えていくのかが全く見えない。

サービスが必要なのはわかっているし、やらなきゃいけないのはわかっているけど、一体何を目標にどこまでお金をかけていくのか、目途が全く見えないです。

骨子を決めたところでできないに決まっていると思うのですが、その辺の見立て、現状、それと目標。

この3つがないのにどうやって決めていこうとするのか。

八千代市の介護は令和5年度で総給付費が130億円程度で今後も増えていきますが、八千代市の行政の予算が今700億円程度ある中で、予算の6分の1程度を介護事業として給付している。

これが高齢化率24%内で起こっている現状で、さらに給付費が増えて、今後八千代市の人口増加はこうなって、だからこういうサービスができるというものがないと結局何も決められないと思います。

やらなきゃいけないとわかっているけど、机上の空論で終わりそうなのがすごく見えていて、例えば、先ほどのパブリックコメントに関して言えば、多分ここにいる人たちが言うことではなく、子どもを育てている僕の世代が将来どうなるかを伝えなきゃいけないところだと思うんです。

なのに誰も意見を言いに来ないのは、その世代に対して言っていないからだと強く感じます。

それはなぜか、市のホームページなんて僕は見ないからです。

認知させる必要があると思いますが、例えば、東葉高速線の吊革広告に八千代市の財政は今こうで、今後給付はこうで、こういうサービスを中心にしてしようと思いますが、それを変えたかったら、パブリックコメントしてください。

みたいな、戦略的な通知、どこに選択するかが非常に大切だと感じますが、どのようにお考えでしょうか。

事務局（井上長寿支援課長）：

今後の少子高齢化の進展というのは本当に国全体としてゆゆしき事態というか、今後も進行していきますから何かしらか対策を考えなきゃいけないというところで、国も色々今回指針の中でも盛り込んできたりしています。

現在、先ほどおっしゃった具体的な数字や今後の保険料への反映、そういったところが国で進めている介護報酬改定が年内を目途に示される予定です。

1月に改定案の諮問答申となるスケジュールが示される予定です。

そのため、12月のパブリックコメントの段階では具体的な数字が盛り込めない状況です。

稲山委員：

例えば、高齢者人口率と介護費用との相関関係のグラフを書くだけでいいと思います。

推測できればいいだけです。

市民に対してわかるデータを表示することだからこそ、対人口あたりに対して、介護保険の給付費がこうなるとグラフで推測を出すぐらいのデータは出してもいいんじゃないでしょうか。

事務局（熊井副主幹）：

精査出来ていない数値については、現状は調整中ということで四角で覆っておりますが、次のパブリックコメントの際にはこちらの調整中を取り払えるようデータ分析を進めていきたいと考えております。

高齢化率や要介護率の今後の推移についても、具体的な数字をお示しできるかなと考えております。

具体的な給付費の数値を載せる予定ではありますが、先ほど課長から申し上げたとおり、今国の方で診療報酬の見直しを図っているところで、結果いかんでは費用の増減が発生いたしますので、パブリックコメント等の際には具体的な数値が載せられるか不透明な状況です。

ただ、現状でざっくりと推計した中では、年間の総給付費として八千代市の場合は、現在約127億かかっております。

これが令和6年度に136億、令和7年度に144億、令和8年に152億と、年間8億円ずつ上昇していくと見立てているところではございます。

稲山委員：

これは介護給付費だけを出したら駄目だと思います。

現在の総予算とそれにかかる介護の割合を出すべきだと思います。

例えば、市民サービスでここにはこれぐらいの費用をかける予定で多分そのバーの中での比率が変わっていくと思うんですよ。

今後どういうふうにしていくのか見えないと、OKが出せないと思います。

2年後が人口のマックスなわけでそこから人口が減っていき、生産年齢人口が減った時、市の収入が減ることがすごく重要だと僕は思っていて、収入は減っていくけど予算は増えていくことは、どこかが潰れるわけです。

自分たちが歳をとったとき、ただ働き続けるけど、行政は何を考えてこういう骨子を作り、八千代市はこういうことをして、高齢者を守っていこうという計画を作ることがこの会議の本質にある

のではないかと推測をするわけです。

現状困っている人を助けることはとても大切ですが、その現状と、国のサービスの給付の現状のみの追求では長期的ビジョンでの行政の計画は立てられないんじゃないかと思います。

だから、そういうパーセンテージだけではなく、もっと大きな目での推移を表記すべきではないですか。

事務局（熊井副主幹）：

介護保険の財政、財源構成は、特別会計という枠で市の一般会計とは切り離れた会計制度で運営をしております。

介護保険制度については負担割合というのが決まっております、保険料で50%、残りの50%は国と県と市で割合に応じて負担するということが法律で決まっています。

ただ、全体的な給付費が上がればそれぞれが負担する金額は当然増えていくというような現状ございますので市が12.5%分のお金も当然増えていくことになります。

あと、市の方で具体的にどういった事業にどういった経費がかかるのかというところは、素案の中で紹介させていただいています。

合わせて、例えば特別養護老人ホームに係る入所費かかる給付費についても6年度から8年度の予測を立てるとともに、中長期に関して10年後20年後にはこれぐらいになるであろうと、いうようなところは本計画の中にも載せさせていただくところです。

事務局（井上長寿支援課長）：

熊井から申し上げたとおり、介護保険事業特別会計という別の財布ですが、今後、認定者の数も増え、給付費も膨らんでいきます。

保険料については、今記載していないですけども、県内の市町村の状況を見ましても軒並み基準額が上がっていく予測がされています。

介護保険の財政は、第1号被保険者が全体の総額の23%を賄わなければならないです。

65歳以上の人口というのは八千代市においては微減で、少しずつ減っていますが、介護が本当に必要になってくる後期高齢者は増えていく予測状況なので、サービスの供給量も増えますし、それに伴って23%分、第1号被保険者の保険料も上がっていきます。

首都圏の方ではまだ緩やかに上がっている状況ですが、地方に行くとなんてすごい勢いで上がる状況になってきて、全国的な問題になってくると思いますので、国や県の動向も見ながら、どういう対策を打てるか検討をしていこうと思っています。

稲山委員：

この費用や予算計画を見て、市民が自分に何かが起こった時にどれぐらいお金がかかるのか、全く見えてないと思います。

僕には正直見えませんよ。

自分が関わってないですからね。

見えてない人に価格だけ出されてもわからないのが現実だと思うんです。

例えば、僕は歯科医なので例えば歯を削って、型取りして、何かを作る費用が、トータルで3万円ぐらいかかります。

今の保険料だとうなりますみたいものが見えるじゃないですか。
それは介護度によって違うのは当然ですよ。
僕らに対してわかりやすく提示して欲しいなというお願いです。

事務局（井上長寿支援課長）：

こちらの計画は、高齢者保健福祉計画と介護保険と一般財源を使った高齢者に対しての高齢者サービス全体の計画になっています。

保険料については段階ごとに変わるものですし、先ほどおっしゃった、施設に入ったら大体幾らかかるのか、こんなサービスを使ったら幾らかかりますよといった費用の目安は、介護保険の認定を受けてからケアマネージャーさんなどに相談して、自分が使いたいサービス・適したサービスを紹介してもらいながらプランを作っていく過程で、個別に説明してあげたほうが適切ではないかと思えます。

その他冊子でも、各サービスの一般、自己負担の目安は記載していますので、こういうものを見ながら、費用の目安を知っていただければなと思えます。

稲山委員：

多分、僕の世代は見ないです。

実際に困っていないから見ないんですよ。

だから、見ない人にどうやって訴求するか、わかるように説明するんですかという話なんです。

例えば、保育園だったら園児が何人いて、足りていない部分が何人ですみたいものが出ますが、僕はわからないんですけど高齢者施設ってそういう数値は出ているんですか。

事務局（井上長寿支援課長）：

数字は把握して、県や国にも報告はしています。

稲山委員：

お金を払ってその分サービスを受けているわけですが、払った額が受けられているかがわからないわけです。

流山みたいに子供に全振りしてかけたお金の分、そこに住んで税金を払ってもペイできるぐらいのサービスを受けていることが目に見えるから、そこに皆さん来られるわけですよ。

そういうことが見える化だと僕は思ったりします。

それで、今後の増加率はこうで、今と同じサービスをしてそれを受給して満足させようと思うと、これぐらいかかるからこそ介護予防に振っているわけじゃないですか。

しかし、その辺の説明が、多分、市民はこれを読んでも伝わらない。

伝わらない人にコメントやパブコメを求めても、本当に詳しい人しかこんなの答えられないよねって思うんじゃないですか。

思ったままを言ってしまいすみません。

失礼しました。

綱島会長：

どうもありがとうございます。

非常に貴重な意見だと思うんですけど、見ない人に問い掛けるのは非常に難しいと思うので、これからですね、数字がほとんど出ずに調整中でしたが、この数字が出ると、少しは印象が変わるのかなと思います。

次の12月の段階では調整中がなくなるということによろしいですか。

事務局（熊井副主幹）：

国の方で報酬改定を進めているところで、各事業費単位で単価が変わる可能性がございます。

それが国から示されるのが12月中で、1月に答申を出すというスケジュールですので、なるべく間に合うよう数字は載せたいと思いますが、おそらく給付費については、一旦載せて変更になったらまた最終段階でもう1回直させていただくとか、段階を踏んで載せることも検討させていただきます。

保険料についてはこれも国の方で、低所得者のご負担軽減や標準の多段階化で、現在は15段階まであるんですが、これを増やすことを今検討しているところですので、それによってまた保険料も大きく変わる可能性がございます。

保険料の部分については、間に合わない可能性が高いかなというところが今の見立てでございまして、調整中の部分についてはなるべく載せる形で、検討していきたいと考えております。

どうぞよろしく願いいたします。

綱島会長：

時間も随分過ぎまして、最後でよろしいですか。

朝比奈委員：

今のご説明を聞いていると、まず一つは国の指針が出ないことが動かない理由のようなので、それは地方をないがしろにしているのだと思います。

国の指針というのをもっと早く出して欲しいと言うことはできないんでしょうか。

もう一つは3年にいっぺんというこの計画自体が、作ることに追われていると思うので、そのことについても何かの機会にちゃんと上に上げていくことをしてはいかがでしょうか。

ということを提案として上げたいと思います。

綱島会長：

ありがとうございます。

中村委員どうぞ。

中村副会長：

そもそもこの計画は何を達成することが一番大事なのか、パブリックコメントもどこを求めたいと思っているのかなっていうのが気になりました。

稲山先生がおっしゃったようにお金との兼ね合いも確かにあると思うんですけど、正直、私たちの業界はちょいちょい変わります。

保育園とかの待機とは違ってサービスの費用も変わるし、介護保険のサービス自体が変わるし、ケアマネさんのお金を住民から取る方向に行くとか、色々国が抱えてしまうので、正直、お金の計画が立てられない気がしているところもあって、むしろ市民が現状のサービスで何に困っていて、今後それを達成するためにどうするかっていう、そういう計画でいいのかそれともお金がやっぱり必要なかで大分変わってくる気がしています。

という質問と、あとはやっぱりここに書いてあるすごく素敵なことを、業界にいる私も知らないくらいですから、本当に市民の方は知らないと思います。

広報とかにお金をかけたりすることは本当に必要だと思うんですけど、この計画は何をどこまでやるものなんでしょうか。

事務局（井上長寿支援課長）：

こちらの計画は高齢者の方々に対してどういうサービスを展開していくのか、また、どういう介護保険制度の運営をしていくのかというところを去年、ニーズ調査も行っているんで、その調査結果などを示しつつ、今後の方向性を基本方針や基本計画の柱立てですとか、そういったところで今後のサービスおよび介護保険の運営の展開を示すというものです。

その根拠になる数字が、ニーズ調査の結果ですとか介護保険の今後のサービス費の見込みですね、そういったものを記載して、最終的には保険料にどう跳ね返るのかをこの計画の中で示すというのが目的です。

これを3年間のサイクルで行っていて、財源も3年間で帳尻が合うような計算をします。

初年度は余り、中間年はトントンで、3年目に足りなくなった分を初年度の余りで補う仕組みになっているのが、この計画になっています。

介護保険が始まった当初から3年サイクルで行っており、次回が第9期になります。

中村副会長：

ありがとうございます。

稲山先生もおっしゃっていますが、そもそもが机上の空論になりがちというか、どうしたらいいんでしょうか。

ちょっと実情と合わなくなってきたような印象です。

3年後のものをいっぺんに立てて難しいと思うし、やらなきゃいけないのはわかるんですけど、何かどれぐらいアバウトでよくて、何を一番大事にしたいかというものが分かった方がいいのかなと。

何をもってして良い計画だといえるのかが、私が勉強不足でわかっていないのかもしれないんですけど、感想ですいません。

事務局（井上長寿支援課長）：

先ほどお詫び申し上げましたけれども、110ページにわたるこの計画書、素人の方でなくても内容的に本当に難しいと思います。

ですから、まずこれを読み込んでいただくにあたって若い方々、介護保険に今は関係ない方々にも興味を持っていただくことから始めたらいいいのかなと思います。

先ほど委員のおっしゃっていた東葉高速鉄道の中吊りは検討課題になると思うんですけど、周知

の方法も検討していきたいと思います。

事務局（熊井副主幹）：

補足になりますが、課長が申し上げたとおり、今回の計画策定に当たり、昨年度ニーズ調査を実施しました。

その調査結果の中で住民の要望としましては、介護予防のやり方がわからないといった意見が多かった点と、認知症の方を支える家族の方から、対応の方法がわからないという意見が多かったという結果が出ておりますので、今期計画につきましては、先ほど施策のところでは基本目標を説明させていただきましたけれども、介護予防と認知症の施策の推進、こちらを重点的に推進していきたいと考えております。

介護保険のサービスにつきましては、決まったサービス等になりますので、要介護者の増加とともにどうしても給付費も増加してしまいます。

それを踏まえた新しい保険料はこれぐらいなるよというものを計画の中で提示させていただく。というようなものになっております。

綱島会長：

それでは最後に渡部委員どうぞ。

渡部委員：

現場で長寿会が言われるのは、民生委員さんに電話したいのに、どこに電話をかければわからない、名前だけでは分からない。

個人情報等色々あるにせよ、毎年随分言われます。

よく検討していただきたいなと思います。

事務局（櫻井副主幹）：

担当部署は健康福祉課ですが、聞いたところでは民生委員さんから、番号については載せていい方と載せたくない方がいらっしやったと記憶しています。

今回の渡部会長のお話については、健康福祉課に話をして、検討していただくように確認いたします。

よろしく申し上げます。

保坂委員：

民生委員の電話番号は、今まで載せておりました。

昨今の個人情報のこともあり、色々検討しましたが、一番の理由は、警察の方から載せるのはよくないと言われたことです。

詐欺の電話で民生委員と名乗って電話が行くケースが多発しているそうです。

特に民生委員さんが替わった直後や、それこそ自治会さんの方から、民生委員の方って、この人だけみたいな話が来たり、逆にその方と親しい方にお電話がいけば、名前が違うと言っても、急遽お伝えしていますみたいな感じで民生委員を語る手口がすごく多いという実態が八千代市にはあるそうで、極力電話番号も載せないで欲しいと警察の方から言われました。

なので、広報には事務局が健康福祉課になりますが、そちらに問い合わせをして欲しいということ載せてあります。

ただ、実際、事務局に電話というか民生委員の方と連絡を取りたいというお願いの電話はそんなに多くはないと聞いています。

逆に、自治会さんに直接、自分の地域の民生委員は誰ですかという連絡が行くとはよく聞いています。

例えば、私のいる協議会では、学校と自治会と、包括さんとか、主なところには自分たちの名簿を出しているそうです。

住所も出して、何かあったら伝えて欲しいと。

そのように対応することは今後変わらないかなと思います。

事務局（井上長寿支援課長）：

先ほど渡部委員からあった相談窓口についてですが、地域包括支援センターが各圏域にございますので、高齢者に関する相談はまずお近くの地域包括支援センターにご相談くださいということで、会員の方々に言っていただければと思います。

綱島会長：

他にございませんでしょうか。

質問がございませんので、以上で議題1を終了いたします。

最後に、その他として、事務局から説明があります。

連絡事項として、次回の会議予定等についてです。

それでは、事務局お願いいたします。

事務局（熊井副主幹）：

その他といたしまして、次回の第3回介護保険事業運営協議会のご案内を申し上げます。

すでに、開催通知を発送させていただいておりますが、今回は12月4日の月曜日、午前10時から予定しております。

次回の会議では、本日いただいたご意見等と、国で進めている法改正、こちらは進捗状況次第となりますが、これらを内部で検討・検証を行ったうえで、修正した計画を改めてお示しする予定です。

内容をご審議いただき、パブリックコメントを実施する「素案」として決定したいと考えております。

短い期間に、たびたびお集まりいただき、委員のみなさまにはご迷惑をお掛けしますが、ご出席のほどよろしく願いいたします。

開催場所は市役所の別館2階にございます、第1・第2会議室を予定しており、本日の会場とは異なりますのでご注意ください。

その他事項は、以上でございます。

綱島会長：

他にございませんでしょうか。

無いようですので、これをもちまして本日の八千代市介護保険事業運営協議会を閉会いたします。

なお、先ほど事務局からの説明でもあったように、次回の第3回運営協議会は12月4日に開催予定ですので、みなさまご出席のほどよろしくお願いいたします。

長時間にわたり、ご協力を賜りありがとうございました。

午後12時00分 会議終了